

「姫路観光コンシェルジュ事業
（ガイド活用型商品造成及びファムトリップ）実施業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

1 業務概要

(1) 業務名

「姫路観光コンシェルジュ事業（ガイド活用型商品造成及びファムトリップ）実施業務」（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

本業務は、姫路観光コンシェルジュ制度を活用し、姫路城を核とした体験型観光商品の造成及びファムトリップ（早朝姫路城・夜間和船体験等）を通じて、海外市場における姫路ブランドの発信力を強化することを目的とする。ターゲットはアメリカ・韓国・台湾・オーストラリアの4市場とし、姫路市の体験コンテンツの魅力を発信・商品化し、インバウンド誘客の拡大を図る。仕様書は姫路観光コンベンションビューローホームページ「ひめのみち」（<https://www.himeji-kanko.jp/>）に掲載する。

(3) 提案上限額

4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年2月16日まで（業務完了は令和8年1月末までとする）

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）

により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者が、夫婦の関係にある場合

(８) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(９) 過去５年以内に訪日インバウンド旅行事業を主業とする法人として、次のいずれかを満たすこと。

① 年間取扱人数１０万人以上の訪日旅行者に係る実績を有すること。

② １００社以上の海外ランドオペレーターまたはエージェントネットワークを有すること。

③ サステナブルツーリズム国際認証（GSTC、Travelife 等）を取得、又は同水準の社内認証体制を有すること。

④ 海外市場（アメリカ・韓国・台湾・オーストラリア）のランドオペレーターまたはインフルエンサー招聘のネットワークを有すること。

(１０) ファムトリップから商品造成・販売・PRまで一貫して実施可能な体制を有すること。

(１１) 国または自治体、観光庁関連補助事業の受託実績を有すること。

(１２) 仕様書に定める必須条件を一部でも満たさない提案を行った場合、参加資格がないものとみなし、提案書受付の時点で失格とする。

(１３) 本事業は観光庁実証事業「ローカルガイド人材の持続的確保・育成事業」を活用している。当該事業の趣旨に合う提案をすること。

３ プロポーザルに関する担当部署等

(１) 担当部署

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）

〒670-0012 姫路市本町68番地

TEL：079-287-3655 FAX：079-222-2410

E-mail：guide@himeji-kanko.jp

(2) 契約条項

契約条項を示す期間	契約締結日から令和8年2月16日（月）まで
契約条項を示す場所	ビューローホームページ「ひめのみち」(https://www.himeji-kanko.jp/)

参加表明者は、ビューローホームページ「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/>)に掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を必要に応じてダウンロードし、使用すること。

4 プロポーザル実施に関するスケジュール

項目	日時
公告及び要求水準書等の提示	令和7年10月23日（木）
参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年10月28日（火）正午まで
参加資格確認結果の通知	令和7年10月29日（水）
プロポーザル質問受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで
プロポーザルに関する質問への回答	令和7年11月5日（水）
提案資料提出書類の受付期限	令和7年11月10日（月）午後5時まで
提案内容のヒアリング（予定）	令和7年11月13日（木）（予定）
契約候補者の特定	令和7年11月17日（月）
契約候補者の通知	令和7年11月17日（月）
契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年11月18日（火）

5 参加表明手続及び資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1-1）
- (イ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (ウ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式そ

の3の3。) (公告日以後に発行されたもの)

(エ) 誓約書 (様式1-2)

(オ) 関連企業申告書 (様式1-3)

イ 提出部数

1部

ウ 提出方法

持参又は郵送又は電子メールとする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

エ 提出場所

ビューロー

オ 提出期間 (参加表明受付期間)

令和7年10月27日 (木) から同年10月28日 (火) 正午までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、ビューローの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし (受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の正午必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和7年10月29日 (水) 中に電子メールにて参加資格確認通知書を送付する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認めた者は、ビューローに対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年10月31日 (金) 正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面 (様式は任意) 又は電子メール (送信先: guide@himeji-kanko.jp) によりビューローに提出すること。ビューローは、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会を行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者 (以下「参加者」という。) に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書 (様式2)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所 (送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

guide@himeji-kanko.jp

エ 提出期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答日

令和7年11月5日（水）

イ 回答方法

回答は、ビューローホームページ「ひめのみち」に掲載する。

(3) その他

ア 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

イ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ビューローホームページに掲載する「姫路観光コンシェルジュ事業（ガイド活用型商品造成及びファムトリップ実施業務）公募型プロポーザル実施要領」の提出書類一覧に掲げる書類一式（様式3～6）

(3) 提出部数

「姫路観光コンシェルジュ事業（ガイド活用型商品造成及びファムトリップ実施業務）業務委託提出書類（提案資料）」のとおり。なお、様式4～6（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送もしくは電子メールとする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

容量の大きい文書については事務局に連絡後、ダウンロードのサイトを指示することとする。

(4) 提出場所

ビューロー

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年10月29日（水）から同年11月10日（月）午後5時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、ビューローの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送およびメールにより提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差し替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。ヒアリングは対面もしくはオンラインによる実施とし、ヒアリングの参加人数は3人以上とする。ヒアリングの開催日時や場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案資料の質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。
- (3) 質疑応答はプレゼンテーション15分、審査員からの質疑15分程度とし、審査員からの質疑に対し、簡潔に回答すること。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、「姫路観光コンシェルジュ事業（ガイド活用型商品造成及びファムトリップ）実施業務」委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 提案内容の評価において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

オ 審査の経過に対する問合せには応じない。

カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、業務内容に関する評価点の最も高いものを契約候補者とする。業務内容の提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、評価の最高点を付けた者が多い者を契約候補者

とする。評価の最高点を付けられた者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 業務内容に関する評価

評価基準			配点	得点
提案 内容の独 創性・ 実現性	商品造成およびファムトリップ全体の独自性・訴求力	・姫路観光コンシェルジュの強みを活かした体験型商品の提案であるか。 ・ガイド活用による物語性・メッセージ性が明確か。 ・海外（特にアメリカ・韓国・台湾・オーストラリア）の市場特性を踏まえた訴求構成になっているか。	15点	40点
	ターゲット別適合性	・各国市場の嗜好・時期・メディア環境を踏まえた効果的なPR設計になっているか。 ・訪日事業者やOTA連携に発展可能な提案となっているか。	10点	
	実現性	・12月～1月の期間内に実施可能な現実的の工程計画となっているか。 ・参加者招聘、宿泊、交通、通訳・安全管理等が具体的か。 ・成果報告・精算スケジュールが2月16日納期に適合しているか。	15点	
事業 実施 体制 と過 去の 経験	実績	・過去5年以内に、国・自治体・観光関連団体等が発注したインバウンド向け映像制作の実績件数・規模・成果 ・広告配信と映像制作を一体で行ったプロジェクトの事例有無 ・評価可能な映像サンプルや成果データが提示されているか	15点	15点
広告 配信 戦 略・ 効果 測定	海外ネットワークおよび参加者招聘力	・年間1万人以上取扱実績または100社以上のランドオペレーター・エージェンツネットワークを有すること。 ・サステナブルツーリズム等国際認証を有し、信頼性の高い連携先を確保しているか。 ・ファムトリップ参加候補者（ランドオペ・メディア・インフルエンサー等）の実現見込みが具体的に示されているか。	20点	35点
	情報発信および事業成果の	・ガイドPR動画、SNS発信、媒体露出など既存コンテンツとの連携を想定しているか。	10点	

	波及可能性	・成果を継続的に活用できる仕組み（メディア提供、商品化計画等）があるか。		
	付加価値提案	・仕様書にない新規提案（例：夜間ツアー、地域連携、ユニバーサルツーリズム対応等）があるか。 ・今後のインバウンド誘客拡大につながる発展性を有するか。	5 点	
	事業費	・予算内で合理的かつ成果最大化を意図した費用配分であるか。	10 点	10 点

※下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.75
C	B と D の中間程度	各項目の配点×0.50
D	当該項目に関して要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して要求水準を満たしていない	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第 8 項第 1 号に定める提出資料の様式 9 に記載された受託希望金額を対象として、項目ごとに次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第 1 位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である 10 点を付与し、その他の提案者の評価点は、10 点に第 1 位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する評価点（全審査員の平均点）と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する（満点 100 点）。

(3) その他

ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 契約候補者の特定を令和 7 年 11 月 17 日（月）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

ウ 特定された契約候補者は、別途指定する期日までに、本業務の見積書をビューローに提出すること。

エ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和 7 年 11 月 18 日

(火) にビューローホームページ「ひめのみち」に掲載する。

オ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号カと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 提案者は、第10項第1号カの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりビューローに持参又は郵送（書留郵便等配達記録の確認が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提出期限までに提出書類を提出しない者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 第1項第3号に掲げる提案上限額を超える金額を提案した者
- (5) その他、このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、ビューローは、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、ビューローは契約候補者に対する損害賠償責任を負わない。
- (2) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。